

異動に伴う貸付金の手続き（共済組合・互助組合）

1 転出者の手続き

異動先		例 1	例 2	例 3	例 4	例 5	例 6	例 7	例 8
		退職	他都道府県の公立小・中学校・県立高等学校	岡山県知事部局 岡山県警察本部	県内の市町村教育委員会事務局	県内の市町村教育委員会事務局（派遣による）	岡山大学教育学部附属 幼・小・中・特別支援学校	組合員種別変更 短期組合員→一般組合員	組合員種別変更 一般組合員→短期組合員
		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
転出先の共済組合		－	公立学校共済組合の他支部	地方職員共済組合 警察共済組合	岡山県市町村職員共済組合		文部科学省共済組合	－	－
転出先の互助組合		－	他都道府県の互助団体	岡山県職員互助会 岡山県系S津職員互助会	各市町村の互助団体	現行の岡山県教育職員互助組合の資格継続		－	－
共済貸付の取扱	一般組合員	退職手当から控除	異動先で引き続き給料控除により償還	徴収嘱託、借換又は一括償還		徴収嘱託	借換又は一括償還（団信加入者のみ口座振替可）	－	一括償還（高額利用貸付、出産貸付は継続可）
	短期組合員	退職手当から控除	－	－	－	－	－	退職手当から控除し、未償還元金が残る場合は借換又は一括償還（高額医療貸付、出産貸付は継続可）	－
互助貸付の取扱	一般組合員	退職手当から控除	一括償還	徴収嘱託または一括償還	口座振替又は一括償還	現行の互助組合の準会員として資格継続 （現行同様に給料控除）		－	一括償還
	短期組合員	－	－	－	－	－	－	－	－
手続等		手続不要	異動することがわかり次第、福利課貸付班へ連絡する（直通電話086-226-7608） その後、別途指示する書類を提出する						

〔用語説明〕

- 「徴収嘱託」：異動前の組合で借り受けた貸付をそのまま残し、異動後の給与支給機関において、これまでと同様に給料控除により償還を行うこと。
- 「借換」：異動先の共済組合で償還金残高相当の貸付けを受け、異動前の共済組合へ返済すること。
- 「一括償還」：自己資金等により償還金残高を一括で返済すること。
- 「口座振替」：指定の銀行口座からの口座引き落としにより償還を行うこと。

2 転入者の手続き

次の①②の場合を除き、異動前の組合へ償還金を返済することとなりますので、返済方法等の詳細は異動前の組合に確認願います。

また、異動前の組合へ返済するための当組合への貸付申込み（借換え）については、残高証明書の残高の範囲内の額（1円単位）で申込が可能です。

ただし、申込締切日及び送金日は、通常の貸付申込と同様です。

①公立学校共済組合の他支部からの転入	当組合で引き続き給料控除により償還（手続不要）
②徴収嘱託の解除	